



## おかげさまで コミュニティ・スクール 20周年 ～今年度もよろしくお願ひいたします～

浜田小学校では、平成19年(2007年)に文部科学省より「コミュニティ推進事業調査研究校」に指定されて以来、コミュニティ・スクールとして活動してきました。今年度で20年目を迎えます。

コミュニティ・スクールとは、「学校と保護者、地域の方々が力を合わせて子供たちの成長を支える仕組み」です。学校運営に地域の方々の声を生かしながら、より良い教育活動を進めていきます。学校と地域全体で子供たちを見守り、育てていくことを目指しています。

今年度も地域の『もの・人・こと』とかかわって「みんな・明るく・元気に・楽しい」学校を目標とし、子供にとっての「ふるさとづくり」のために様々な活動を行っていきます。地域の皆様も、子供たちの活動を見守っていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 令和8年度始業式・入学式

創立153年目を迎えた浜田小学校は、4月8日(水)に始業式を行いました。新しい学級、新しい仲間、新しい先生との出会いがあり、胸をわくわくさせながらのスタートとなりました。校長先生から「**あ**いさつ**あ**んぜん**あ**そび」の「3つの**あ**」を大切にしようという話がありました。

4月9日(木)には、第80回入学式が挙行されました。元気いっぱいの新1年生の54名が浜田小学校の一員として加わり、全児童408名となりました。新一年生は、来賓の方々や校長先生に対して「よろしくお願ひします!」「ありがとうございます!」と元気な挨拶を返していました。どんな1年になるのか楽しみです。



【入学式の様子】



【1年1組教室】



【1年2組教室】

### 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク

浜田小学校区地域学校協働活動ネットワークには、団体に所属していない方でも、裏面の規約に賛同していただける方なら、個人登録で「地域学校協働活動協力員」として参加できます。ボランティア活動となりますが、個人登録の方の活動例としては、「学校の環境整備(図書室や校庭等)」「緊急時における登下校の見守り(天候の急変や不審者対応時等)」「授業参観を含む校内の見守り」などがあります。

この地域学校協働活動は、「割り当て」や「当番」といった考え方ではなく、「できる方ができる範囲で」という考え方です。登録されたからといって、市民センターや学校から連絡があった時に、必ず対応しなければならないといったことはありません。ただ、個人登録の方への連絡が、学校の「マチコミメール」を利用させていただきますので、「マチコミメール」が受信できる携帯電話やパソコンをお持ちの方に限られます。

マチコミメール登録の仕方等については、個人登録の申出があった段階で、お伝えします。個人登録をしていただける方は、竹隈市民センター(TEL:029-231-2045 竹隈市民センター所長)に直接、ご連絡をお願いいたします。「地域学校協働活動協力員」の名札を発行いたします。

## 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）設置規約

### （目的）

第1条 この規約は、浜田小学校区内において、学校の教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）を行い、教育活動の充実を図るために整備される、地域が一体となって子供を育てるゆめやかなネットワークの設置について必要な事項を定めるものとする。

### （名称）

第2条 このネットワークは、浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）と称する。

### （組織）

第3条 浜田小学校区地域学校協働ネットワーク（地域学校協働本部）は、次に掲げる構成員により組織し、それぞれを「地域学校協働活動協力員」とする。

- (1) 水戸市教育委員会が依頼した地域コーディネーター
  - (2) 浜田小学校学校運営協議会委員及び地域連携担当（学校職員）
  - (3) この規約に賛同した地域学校協働活動を行っている地域住民・団体組織及び地域コーディネーター、校長が認める者
- 2 浜田小学校区地域学校協働ネットワーク（地域学校協働本部）に本部長を置き、地域コーディネーターをもって充てる。

### （役割）

第4条 構成員の役割は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 地域コーディネーター

学校運営協議会及び地域連携担当と連絡・調整を図りながら、学校ニーズと地域住民の思いをつなげ、学区内における地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進するとともに学区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。

#### (2) 浜田小学校学校運営協議会委員及び地域連携担当（学校職員）

地域の支援や参画について、学校ニーズをとりまとめるとともに、地域コーディネーターと連携しながら、地域と連携・協力した教育活動を推進する。

#### (3) 地域学校協働活動を行っている地域住民及び団体組織及び地域コーディネーター、校長が認める者

実際に、学校と地域が協働した教育活動を行う。

### （選任）

第5条 構成員は、次に掲げる手続きにより選任する。

#### (1) 地域コーディネーター

水戸市教育委員会が竹限市民センター所長に校長の推薦に依頼する。

#### (2) 浜田小学校学校運営協議会委員及び地域連携担当（学校職員）

浜田小学校学校運営協議会委員及び浜田小学校の校務分掌に位置付けられた教職員をもって充てる。

#### (3) 地域学校協働活動を行っている地域住民、団体組織及び地域コーディネーター、校長が認める者

この規約に賛同した者で、地域コーディネーター、学校運営協議会及び校長が「地域学校協働活動協力員」として依頼する。

### （会議）

第6条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）は、本部長主催で、少なくとも年1回は、構成員参加による意見交換会を開催し、情報交換をし、必要な事項について話し合う。

### （事業）

第7条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）は、第1条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 学校支援活動
- (2) 家庭教育支援活動
- (3) 地域活動
- (4) 放課後子ども教室
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

### （事務局）

第8条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）の事務局は、水戸市竹限市民センターにおく。

2 事務局員は、本部長をもって充てる。

### （遵守事項）

第9条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）は、政治活動・宗教活動及び営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。

2 構成員は、児童その他関係者の個人情報の保護に万全を期するものとし、事業の実施を通じて知り得た情報等については、外部に漏らしてはならない。地域学校協働活動ができなくなった場合でも同じとする。



【浜田のかえる】

**コミュ浜田は第100号をおかえしました！長きにわたりご覧いただき、誠にありがとうございます。今後も浜田小学校の子供たちと地域の様子について発信していきたいと思っております。**

～今後の主な予定～

**5月1日(金)3年生学校のまわり探検**

**5月23日(土)運動会**

**5月26日(火)6年生作陶教室**

**大変お世話になります。よろしくお願いたします。**